

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集について

令和 2 年 11 月 14 日  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局

今般、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に伴い、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 41 号）」について所要の改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。皆様からいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該内閣府令の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

#### 1. 意見募集対象

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

#### 2. 意見募集期間

令和 2 年 11 月 14 日（土）から令和 2 年 12 月 13 日（日）まで（※必着）

#### 3. 資料入手方法

(1) 電子政府総合窓口(e-Gov)に掲載

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 内閣府ホームページに掲載

(3) 窓口での配布

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

（東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 16 階）

#### 4. 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は別添の意見提出用紙に御氏名、連絡先、本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) インターネット上の意見募集フォームの場合

<https://form.cao.go.jp/space/opinion-0044.html>

(2) 郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 16 階

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 宇宙活動法及び衛星リモセン法担当 宛（封筒表面に「宇宙活動法及び衛星リモセン法施行規則一部改正府令（案）」に関する意見」と朱書き下さい。）

#### 5. その他

- ・ 意見提出に際して収集した個人情報の取扱いには十分注意し、いただいた御意見の整理のみに利用させていただきます。

- いただいた御意見の内容につきましては、連絡先を除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。(匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。)また、御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合等には、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

(本 件 連 絡 先)  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局  
電話 03-6205-7036

郵送で意見提出する場合に使用

(別添)

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見提出用紙

氏名	(企業・団体の場合は会社名・団体名、部署及び担当者名)
住所	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
御意見	
・ 該当箇所（第〇条、別表等、どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください）	